

議案第 83 号 大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 83 号 大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する
条例の制定についてご説明させていただきます。

資料の 2 ページをご覧ください。

改正趣旨と改正理由でございます。

乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園事業」は、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としている事業で、子ども・子育て支援法に「乳児等のための支援給付」として規定され、令和 8 年 4 月 1 日から全国どの自治体でも共通で実施されております。

これを受け、本市においては、市立幼稚園において、こども誰でも通園事業を実施することとし、それに伴う保育料について規定するものであります。また、こども誰でも通園事業に合わせて、一般型一時預かり事業も実施することとし、それに伴う保育料についても規定するものであります。

資料 3 ページをご覧ください。

公立幼稚園での実施体制及びそれぞれの事業の説明をさせていただきます。

まず、実施園ですが、地域ごとの量の見込み等を踏まえ、令和 8 年度は、長等幼稚園、膳所幼稚園、瀬田幼稚園の 3 園で実施します。

次に、こども誰でも通園事業の内容についてでございます。

市立幼稚園において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すること、「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えている保護者への支援をすること、そして、幼稚園教育につながる保育の実施を目的にこども誰でも通園事業を実施するものでございます。

実施回数は、週 2 回、実施時間は、午前の 3 時間、対象年齢は、1 歳児・2 歳児と考えております。受け入れ定員は 1 園あたり 5 人、そして、保護者から徴収する利用料は、国が定める基準に合わせて、1 時間あたり 300 円としたいと考えております。

また、この事業にあたる職員は国の基準どおりに 2 名の配置で、現行の子育て支援指導員に加えて、1 人を新たに雇用して対応するものであります。

なお、事業の開始は、6 月通常会議で議決をいただきました後、面接等

の準備を進め、9月からの受け入れを想定しております。

資料4ページをご覧ください。

一般型一時預かり事業についてでございます。こども誰でも通園事業については、満3歳児未満の子どもが対象であり、3歳の誕生日の2日前からの子どもが対象にならないということで、満3歳以上時への対応も国からも求められておりましたので、市立幼稚園においては、満3歳児及びこども誰でも通園事業の給付範囲(月10時間)を超えた子どもを預かれる事業として、「一般型一時預かり事業」を実施することとしました。事業の内容としましては、こども誰でも通園事業とほぼ同様であります。が、週1回の実施で、対象を満3歳児とこども誰でも通園事業の給付範囲(月10時間)を超えた児童を想定しております。なお、利用料は、こども誰でも通園事業と同様の1時間300円としたいと考えております。施行期日は、規則で定める日からを予定しております。

改正部分の抜粋については、5ページ及び6ページに記載のとおりとなります。